

【参考資料】

議案第31号 朝霞市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

子ども・健康部子ども未来課

1 改正の目的

子ども医療費助成制度において、通院について、支給対象を中学生から高校生までに拡げるほか、受給資格者の定義の追加及び文言の修正等を行う。

2 主な改正内容

支給対象拡大対応により、第3条の2項を削除し、他自治体における医療助成を受けているものを除く規定を追加するほか、文言の修正等を行うものです。

3 施行期日

令和6年4月1日

担当

子ども健康部子ども未来課

電話463-2834